

ソーシャルワークにおけるパートナーシップ形成に向けたツール使用の可能性 ーケースワーカーとの共同研究からー

プロジェクト1 客員研究員
横浜市中福祉保健センター
久保田 純

はじめに

ソーシャルワークは、「人間：環境：時間：空間の交互作用」¹⁾の上に展開され、「ソーシャルワーカーとクライアントとの交互作用を通して社会的に構築されるもの」²⁾と定義される。さらにそのソーシャルワーカーもクライアントも社会的に構築された存在であり、「人間：環境：時間：空間の交互作用」を含めた社会的構造に強い影響を受けて存在している。これはつまりソーシャルワーク実践における具体的・現実的な「場」というものが、機関・制度施策・社会・文化・時代状況などの異なるシステムに内包されながら常に影響を受けており、さらにシステム同士は異なる流動性・透過性を持っているため、ソーシャルワーカー・クライアントともにその場・その時・その環境・その文脈における社会的構造からの強い影響を受けながら存在していることを意味している。

このようなクライアントとソーシャルワーカーで構成されるソーシャルワークにおいて、「(クライアントが)生活主体者として、自己の生活困難に対処すべくあらゆる機会や制度を利用して自主的態で解決にあたる。したがって支援者は、サービス利用者の主体性を損なうことなく支援関係を展開しなければならない」³⁾とする「利用者主体」や、「(ソーシャルワーカーが)ソーシャルワークを展開するには、専門職的態度や行為などの専門職者としてふさわしい行動や質の高さ(ハイ・クオリティ)が求められる。」⁴⁾とする「専

門性」がそれぞれに今日さらに重要視されるようになってきている。この「(クライアントの)利用者主体」「(ソーシャルワーカーの)専門性」という両側面、さらにはその両側面の間にはもっとも重要な概念として「利用者とワーカーとが共同で問題解決に当たることが重要であり、そのためには利用者を可能な限り最大限に問題解決過程に参加させていくことが大切である」⁵⁾「援助者の一方的な聞き取りではなく、利用者の語りを共に創り出すという過程に参加するということー協働関係ーが必要である。」⁶⁾というソーシャルワーカーとクライアントの交互作用における「パートナーシップ」があり、この三者が良循環に作用することで質の高いソーシャルワークが展開されると言える。

しかしながら、「すべての人々に内包する自主独立の可能性を発見し、助長育成することである」⁷⁾とされる生活保護ソーシャルワークにおいては、ケースワーカー(現在も厚生労働省が「ソーシャルワーカー」という名称ではなく、「ケースワーカー」という名称を使用しているため、本研究でも生活保護に限定されるときは「ケースワーカー」の名称を使用する)に対する利用者の不満の声は数多く存在しており、特に構造的に貧困・社会的排除と結びつきやすいとされる生活保護受給母子世帯(以下、母子世帯)については、当事者はもちろんのこと、支援する当事者団体や母子世帯に関わる社会福祉の他機関からのケースワーカーに対する不満は多く⁸⁾、「利用者主体」の実践が行わ

れていない実態がうかがえる。さらには地方自治体においてはケースワーカーのほとんどが専門職採用されていない状況下で、「職員の量的確保や質的充足の面において、地方自治体の実施体制上の問題も見られる。」⁹⁾との記載通り、ケースワーカーの「専門性」の問題も指摘されている。このように「利用者主体」「専門性」に問題がある中でケースワーカーと母子世帯の「パートナーシップ」にも課題が多くあると判断され、これらの問題は個々のケースワーカーに帰する問題ではなく、「人間：環境：時間：空間の交互作用」の中で社会的に構築されているソーシャルワークの問題として焦点化する必要がある。

このような状況の中、千葉県八千代市において東洋大学森田研究室は八千代市役所生活支援課と共同で「母子生活保護世帯自立支援プログラム」の策定を行った。策定に先立ち、森田研究室では八千代市で2007年8月～10月に母子世帯・ケースワーカーに対する調査¹⁰⁾を行い、母子世帯の生活上の課題や自立に向かってい

ない現状などの課題を把握するとともに、母子世帯とケースワーカーの関係性の現状を明らかにし、さらにはケースワーカーからは「母子世帯への支援方法がわからない」といった意見を聴取した。このような調査結果より、森田研究室では八千代市においても生活保護ソーシャルワークに前述同様の問題点があると認識をし、八千代市役所のケースワーカーとともに生活保護ソーシャルワークにおいて「利用者主体」「専門性」「パートナーシップ」をより進められることを目的に、2008年3月に「ケースワーカーと母子世帯の共同作業」「現状調査から導き出された詳細なアセスメント項目」「ソーシャルワークの理論に基づいた支援過程の視覚化」といった特徴を持つ「八千代市母子生活保護世帯自立支援プログラム」の策定を行い¹¹⁾、以下のような図1～6のツールを開発した。（以下、この両者を合わせて「母子生活保護世帯自立支援プログラム（ツール）」と表記する）

図1 「自立支援プログラム作成のための基礎シート」

保護者氏名 _____ 作成日 平成 ____年 ____月 ____日
 担当者氏名 _____

自立支援プログラム作成のための基礎シート（共同作業用）

大項目	小項目	現 状	(第1段階)	(第2段階)	(第3段階)	(第4段階)	(第5段階)	支援の方向性
			新しい生活を探る	自分らしい生活を探る	自立した生活への第一歩	自分らしい暮らしを求めて	より充実した生活を求めて	
母の健康			受診を考えている	定期的に通院・服薬している	状態が安定してくる	服薬・通院しながら社会生活ができるようになってきた	自分の体の状態についてコントロールができるようになってきた	健康な市民ライフスタイルのイメージ
生活スキル	家計		他者の補助があればできそう	やらなければならないと必要性を感じている	少しずつ自分でできるようになってきた	おおよそのことが自分でこなせるようになってきた	工夫しながら行うことができるようになってきた	健康な市民ライフスタイルのスキル
	掃除		他者の補助があればできそう	やらなければならないと必要性を感じている	少しずつ自分でできるようになってきた	おおよそのことが自分でこなせるようになってきた	工夫しながら行うことができるようになってきた	
	食事作り		他者の補助があればできそう	やらなければならないと必要性を感じている	少しずつ自分でできるようになってきた	おおよそのことが自分でこなせるようになってきた	工夫しながら行うことができるようになってきた	
地域との関係			学校・地域等の行事へ参加している	支援者がいる機関・施設等に自発的に行っている	支援者がいる機関・施設等の支援者と関係が取れている	地域の人と交流がある	困った事があつたとき近隣の人に相談をしている	地域の一人として暮らす
子どもの育ち	入浴や洗濯等について		自分のできないことを大人と一緒に考えることができる	自分のできないことを大人と一緒に行うことができる	大人に促されれば年相応の生活を送ることができる	できないこともあるが、自分の生活のリズムがしっかりとできる	自分の生活リズムを維持することができる	子ども自身のライフプランを描く
	身の回りの整理整頓について		自分のできないことを大人と一緒に考えることができる	自分のできないことを大人と一緒に行うことができる	大人に促されれば年相応の生活を送ることができる	できないこともあるが、自分の生活のリズムがしっかりとできる	自分の生活リズムを維持することができる	
	一生活リズムについて		自分のできないことを大人と一緒に考えることができる	自分のできないことを大人と一緒に行うことができる	大人に促されれば年相応の生活を送ることができる	できないこともあるが、自分の生活のリズムがしっかりとできる	自分の生活リズムを維持することができる	
	家庭状況等(父不在、生保受給)について		家庭状況を何となく知っている	家庭状況の話を聞いている	家庭状況を理解している	家庭状況を納得している	家庭状況を納得して、自分の生活を組み立てることができる	
子どもとの関係			子どものことに関心が向いている	子どもの気持ちがわかる	子どもと一緒に年相応の活動をしている	子どもと話し合っている	親子関係は依存関係ではなく、支え合いの関係である	依存から支え合う関係への構築
就労意欲			短時間のパートやアルバイトができそう	近所で8時間程度のパートやアルバイトができそう(月収10万円程度)	家から電車で乗って通勤ができそう(月収12万円程度)	社会保険に加入できる仕事ができそう(月収18万円程度)	正規社員として働くことができそう(月収23万円程度)	就労へのイメージを作る
親族関係			日常的な会話をしている	色々なことを相談している	困ったことがあつたら助けてくれる	お互いを尊重している	お互いを支え合っている	依存から支え合う関係への構築
※子どもの育ちについて、子どもが2人以上いる場合、①②③…と枠の中に記入してください。			特記事項					

図2 「いまの状況を知るためのシート」

～いまの状況を知るためのシート～

作成日 平成 年 月 日

保護者氏名 _____

担当者指名 _____

基本表記

強い関係

普通の関係

弱い関係

ストレスのある関係

関係の方向性

書き方 ○の中に子どもや親、子どもの学校やワーカーといったあなたの周りにいる人や施設等を書いてください
例 子ども、保育所、友人、職場、病院、学校

図3 「今の状況」シート

～今の状況～

記入日 平成 年 月 日
氏名 _____

※書き方 いまの状況を大きさで表してください。いくつでも結構です。

図4 「つぎの目標」シート

～つぎの目標～

期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
氏名 _____

※書き方 ご自分でつぎに取り組む課題を大きさであらわしてください。いくつでも結構です。

次回のふりかえり予定日 平成 年 月 日

図5 「自立した生活をめざすための手伝い」シート

____ 様

～自立した生活をめざすためのお手伝い～

平成 年 月 現在

1. お手伝いする機関・施設

2. 友人・知人・その他の人（ご自身で書いてみましょう）

この母子生活保護世帯自立支援プログラム（ツール）は八千代市役所生活支援課において2008年11月からすべての母子世帯に対して使用が開始され、一定期間を経過している。この経過の中で森田研究室と八千代市役所生活支援課は共同で継続的にツールの検証・修正等を行い、ケースワーカーとの対話も継続しながらツール使用の精度を高めている。

本研究は上記のように東洋大学森田研究室と八千代市役所が共同で開発し取り組んでいる「利用者主体」「専門性」「パートナーシップ」を目的とする母子生活保護世帯自立支援プログラム（ツール）の実際の使用を踏まえて、ケースワーカーの意識を改めて構造化することで、現時点でのツールの目的に対する可能性や課題を概念化し明らかにする研究である。

図6 「これからの支援内容」シート

____ 様

～これからの支援内容～

※担当者 _____（電話 _____）

※予定期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

※振り返り予定日 平成 年 月 日

この紙に記入していただくこと

1. あなたの健康について	2. 生活のことについて
3. 地域との関係について	4. 子どもの育ちについて
5. 子どもとの関係について	6. 就労について
7. 親族との関係について	

*できるところから記入して結構です

1 生活保護ケースワーカー

本研究はツールの効果を検証する研究ではあるが、調査対象はケースワーカーの意識となるため、これまで行われてきた生活保護ケースワーカーへの調査研究をまとめ、ケースワーカーが機関・制度施策・社会・文化・時代状況などの異なるシステムからの影響を受けどのように社会的に構築されている存在であるかを明らかにし、本研究での視座を確認する。

1) 先行研究

まず長友^{1,2)}は生活保護ソーシャルワークの援助過程の局面において、ケースワーカーが援助志向と援助行動を決定づける際に社会的価値体系や政策・制度に内在する価値体系、行政運営的価値体系、専門職的価値体系のいずれかを指示し自己の価値体系を位置づけるとし、A市でのケースワーカーに対する調査により、

①ケースワーカーは上記の価値規範を相互に関連性を持たせている②しかし専門職的価値体系は位置づいていない③援助志向と援助行動に不一致が見られ、いずれの価値規範を選択するか心理的葛藤が生じていることを明らかにした。長友は上記の結果に基づいてケースワーカーにそれぞれの価値体系に位置する価値規範のいずれを選択するか、板挟み、もしくは窮地に追い込まれている状態にあるケースワーカーの心理状態で「ゆらぎ」が生じているとしている。

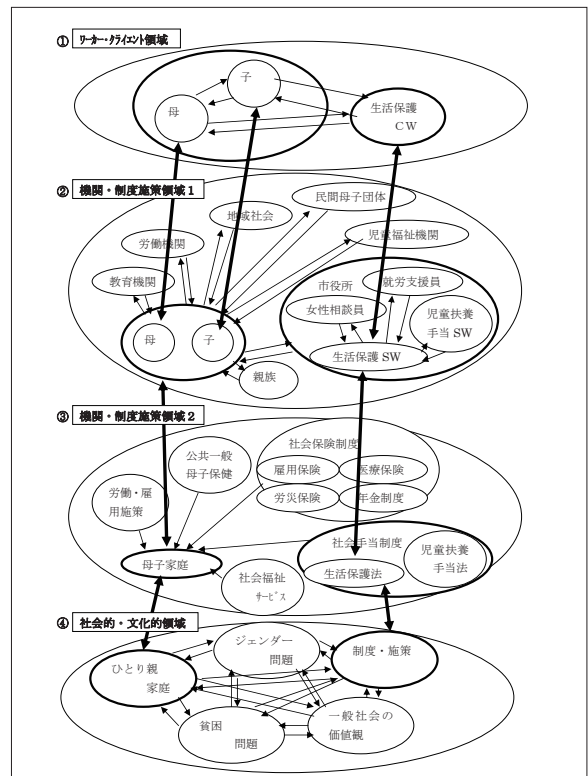
岡部¹³⁾はB市においてケースワーカーに対して聞き取り調査を行い、ケースワーカーが個人においても一定ではなく場面・内容によって相談援助内容に大きな振幅があったとした。岡部はその理由として、①生活保護を受け持つ自治体の多くが専門職採用していないため、対人サービスに必要な専門的価値体系が定着せず、制度・政策的価値体系と個人の意識がダイレクトに結びついていること②政策方針に制度に内在する問題と相まって利用者にとっての心理的抑制、スティグマの喚起、行政不信等を生み出し利用者とケースワーカーの関係性の「ねじれ」を生じさせているとした。

杉村¹⁴⁾はC市のケースワーカー10名に聞き取り調査を行い、結果としてケースワーカーが母子世帯に対して「複合した生活問題を抱える世帯」であり「生活保護制度利用に関する抵抗感が少ない世帯」と捉えていること、また生活保護非受給世帯との相違については「母親自身の生育歴に問題」「社会能力の欠如」「前夫の生計維持能力の低さ」等があると捉えていることが明らかとした。杉村はこれらの結果を元に生活保護受給母子世帯は単に経済的に貧困な状況におかれているだけではなく、離婚と言う人生上の困難を背負った、母親の身体的・精神的健康の問題、住宅の問題、および日常的なケアや栄養状態の問題などを抱える存在としてみる必要があるとしているが、反面ケースワーカーの母子世帯への処遇方針や自立支援計画になるとその柱は「就労指導」に集約されているとし、このような母子世帯の実態とケースワーカーの自立支援計画の「ずれ」をなくしていくことが課題としている。

2) 生活保護ケースワーカーを取り巻く社会的構造

ソーシャルワーカーは社会的に構築された存在であり、「それぞれが影響し合う社会的構造と個人的な関わりの複合体」¹⁵⁾からの影響を受けているとされ、その複合体は「人間の『生活世界』の複眼的把握も有効性を持ち、システム思考により全体と部分の階層構造的な理解を上位システムと下位システムの概念で捉えること」¹⁶⁾により全体的な把握が可能とされる。このような代表的なシステムとしては、J.G.Miller¹⁷⁾が提示した7つのシステムレベル、さらにソーシャルワークにおいてはM. Payneが「社会的・文化的領域」「機関・制度施策領域」「ワーカー・クライアント領域」という3つの領域¹⁸⁾をあげている。これらを参考に、J.G.Millerが提示した7つのシステムのうち本研究に関係すると思われる社会システム、機構システム、集団システム、個人システムを参考に、ケースワーカーの社会的構造を図7のようにまとめた。

図7 ケースワーカーの社会的構造



これは①ワーカー・クライアント領域でのソーシャルワークを形成する母子世帯とケースワーカーとの関係（ワーカー・クライアント領域）②機関・制度施策領域での集団システムとしての母子世帯とケースワーカーを取り巻く状況（機関・制度施策領域1）③②よりも大きな機関・制度施策領域での制度・施策との母子家庭の関係（機関・制度施策領域2）④社会的・文化的領域でのひとり親家庭とジェンダー、貧困、制度面との関係（社会的・文化的領域）と分類し筆者が作成したものである。この社会的状況の図を元に長友、岡部、杉村の研究を各システムレベルでの社会的構造として整理する。

3) 本研究における視座

まずケースワーカーは、機関・制度施策領域1においては所属機関である役所の行政運営的価値体系と社会的価値体系、制度・施策的価値体系、専門職価値体系との板挟みの中で複数の価値を内包しながらも、その価値を統合すべき専門職価値体系が弱く、その結果一部の価値が突出する形で、母子世帯に対して心理的抑制・スティグマの喚起・行政不信等を生み出すケースワークを行っている構造があると言える。

またワーカー・クライアント領域においては、専門職採用されていないことにより、社会的価値からダイレクトに影響を受けたケースワーカーの個人的意識を強く持ち、母子世帯に対して「複合した生活問題を抱える世帯」であり「母親自身の生育歴に問題」「社会能力の欠如」など否定的な見方で捉えてしまう構造があると考えられる。

このようにケースワーカーは、専門職採用されていない構造の中「専門性」が低い状態で構築され、機関・制度施策領域1、ワーカー・クライアント領域において多くの価値体系を内包する中で混乱をし、さらには社会的価値からダイレクトに影響を受けた個人的価値を持つことで、母子世帯に対して否定的価値を持ちながらソーシャルワークを行う構造のもとにあると考え

られ、その結果として「利用者主体」「パートナーシップ」が低い状態での生活保護ソーシャルワークが実践されていると考えられる。

前述の通り、東洋大学森田明美研究会と八千代市役所が共同作成をした母子生活保護世帯自立支援プログラム（ツール）は、「ケースワーカーと母子世帯の共同作業」「母子世帯への現状調査から導き出された詳細なアセスメント項目」「ソーシャルワークの価値に基づいた支援過程」を内包しており、より専門性の高いソーシャルワークが実践できるよう意図されている。そのため、本ツールを使用することで、「母子世帯への現状調査から導き出された詳細なアセスメント項目」「ソーシャルワークの価値に基づいた支援過程」から「専門性」が担保でき、「ケースワーカーと母子世帯の共同作業」から「利用者主体」「パートナーシップ」をも実現することができ、ケースワーカーを取り巻く構造の変容がなされると考えられ、これを本研究の視座とする。

2 調査方法

2009年8月19日に八千代市の全ケースワーカーに対して、母子生活保護世帯自立支援プログラム（ツール）を実際に使用してみた現在の心境として自由記述式のアンケート（設問1 プログラムを実際に活用して、良かった点・気づいた点をご記入ください。設問2 プログラムの問題点、改善点、今後の展開について、ご記入ください）を配布し、後日研究会が回収をした。結果12名のケースワーカー（査察指導員1名を含む）から回収することができた。

このアンケート結果から母子生活保護世帯自立支援プログラム（ツール）を使用したケースワーカーの意識を概念化するにあたり、上記自由記述で記載された内容を一次データとして、KJ法¹⁹⁾ ²⁰⁾を用いて小項目、中項目、大項目と順に類型化しながら二次データを作成し項目にタイトルをつけ概念化を行った。

最後にその類型化された概念をもとに、母子生活保護世帯自立支援プログラム（ツール）使用における「利用者主体」「専門性」「パートナーシップ」の可能性を考察するとともに、課題の整理を行った。

3 結果

12名のケースワーカーからの自由記述から、母子生活保護世帯自立支援プログラム（ツール）を使用した後の意識として、39の一次データが抽出された。そして二次データとして、13の小項目・5つの中項目に類型化することができた。それらを最後に大項目としてワーカー・クライアント領域、機関・制度施策領域1という2つの項目に分類を行った。（図8）

以下に項目毎に結果を列挙する。

1) ワーカー・クライアント領域

この領域はケースワーカーと母子世帯の相互作用におけるミクロなシステムでの領域であり、この領域においては4つの大項目が抽出された。

①エンゲージメント

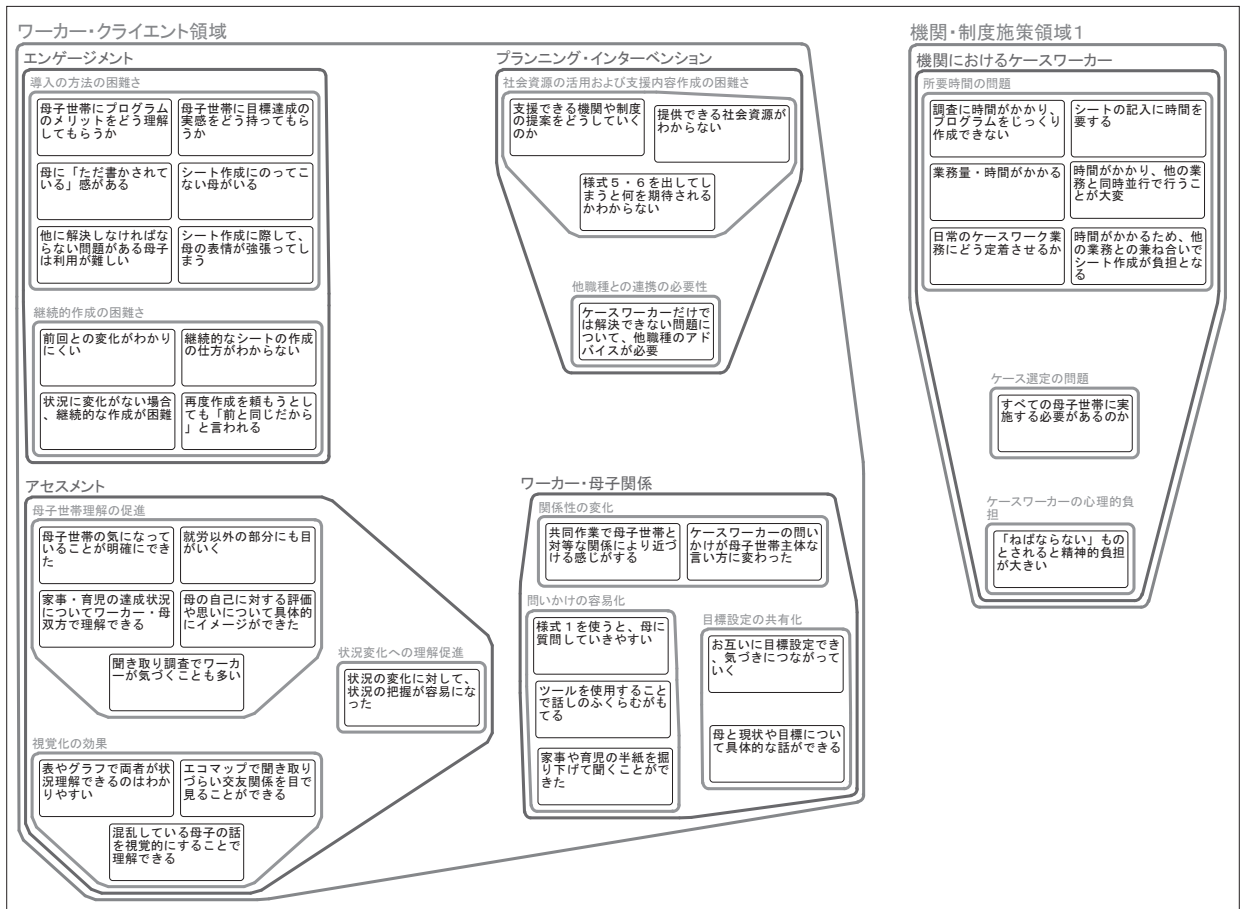
この中項目は本ツールを使用する直前の段階でのケースワーカー・母子世帯それぞれの本プログラムの理解・動機付けの項目であり、2つの小項目で構成された。

a) 導入の方法の困難さ

この小項目はプログラム使用における母子世帯の動機付けが難しいという「母に『ただ書かされている感』がある』『ツール作成にのってこない母がいる』などの記述が含まれる。

b) 継続的作成の困難さ

図8 ケースワーカーの意識 KJ法図



この小項目は状況が変化しない場合にツールを継続的に作成するのが困難という項目であり、「継続的なツールの作成の仕方がわからない」「再度作成を頼もうとしても『前と同じだから』と言われる」などの記述が含まれる。

②アセスメント

この中項目はケースワーカーと母子世帯がアセスメントを共同で行う際に主にツールの様式1～3を使用した際の項目であり、3つの小項目で構成された。

a) 母子世帯理解の促進

この小項目は様式1～3を使うことでケースワーカーが母子世帯への理解を深めることができたという項目で、「クライアントの気になっていることが明確にできた」「就労以外の部分にも目がいく」などの記述が含まれる。

b) 視覚化の効果

この小項目は特に視覚化することで理解が深まったという項目で、「表やグラフで両者が状況確認できるのはわかりやすい」「エコマップで聞きづらい交友関係を目で見ることができる」などの記述が含まれる。

c) 状況変化への理解促進

この小項目では、ツール様式1～3を使用することでケースワーカーが母子世帯の変化を理解しやすくなったという項目で、「状況の変化について、状況の把握が容易になった」という記述が含まれる。

③プランニング・インターベンション

この中項目はケースワーカーと母子世帯がプランニングとインターベンションを共同で行う際に主にツール様式4～6を使用した際の項目であり、2つの小項目で構成された。

a) 社会資源の活用および支援内容の困難さ

この小項目では、様式4～6を使用してプランニング・インターベンションをする際実際の支援策が立てられないという項目で、「支援できる機関や制

度の提案をどうしていくのか」「提供できる社会資源がわからない」などの記述が含まれる。

b) 他職種との連携の必要性

この小項目では、様式4～6の作成においては他職種との連携が欠かせないという項目で、「ケースワーカーだけでは解決できない問題について、他職種のアドバイスが必要」という記述が含まれる。

④ワーカー・母子関係

この中項目はツールを作成した際のケースワーカーと母子世帯との関係性の項目であり、3つの小項目で構成された。

a) 関係性の変化

この小項目はツールを共同で作成することによりケースワーカーと母子世帯の関係性が良好に変化したという項目であり、「共同作業で母子世帯と対等な関係により近づけた感じがする」「ケースワーカーの問いかけが母子世帯主体な言い方変わった」という記述が含まれる。

b) 問いかけの容易化

この小項目はツール作成を行うことでケースワーカーから母子世帯への問いかけが容易になったという項目であり、「ツールを使用することで話しのふくらみがもてる」「家事や育児の話しを掘り下げて聞くことができた」などの記述が含まれる。

c) 目標設定の共有化

この小項目はツール作成を行うことでケースワーカーと母子世帯で目標の共有化が図られたという項目で、「お互いに目標設定でき、気づきにつながっていく」「母と現状や目標について具体的な話ができる」という記述が含まれる。

2) 機関・制度施策領域 1

この領域は機関・制度施策内での集団システムとしての領域であり、この領域では1つの大項目が抽出された。

①機関におけるケースワーカー

この中項目は福祉事務所という所属機関から影響を受けるケースワーカーとしての項目であり、3つの小項目で構成された。

a) 所要時間の問題

この小項目はツールを作成する時間が多くかかるため、他の業務との兼ね合いの問題があり、ケースワーカーの負担になるという項目であり、「調査に時間がかかり、プログラムをじっくり作成できない」「時間がかかるため、他の業務との兼ね合いでツール作成が負担となる」などの記述が含まれる。

b) ケース選定の問題

この小項目は本ツールをすべての母子世帯に適用させることの問題の項目であり、「すべての母子世帯に実施する必要があるのか」という記述が含まれる。

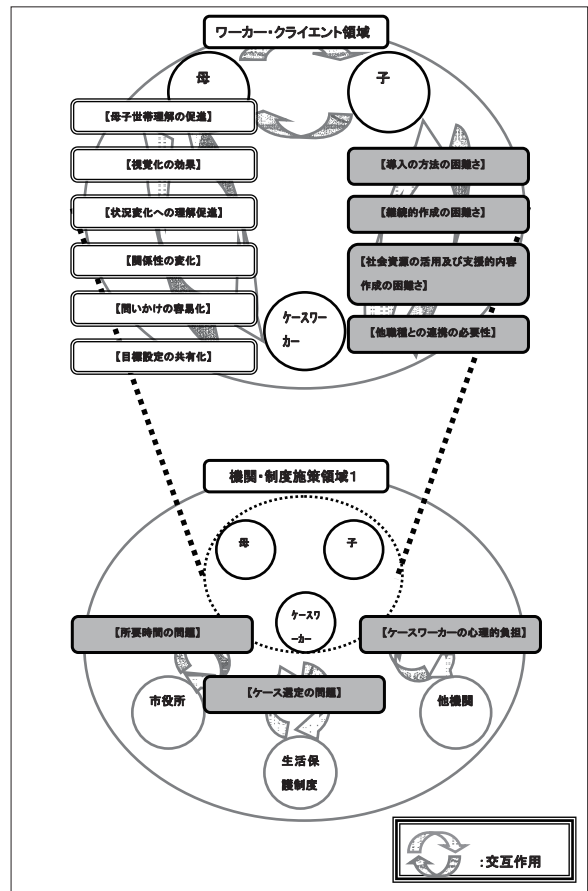
c) ケースワーカーの心理的負担

この小項目は本ツールの実施の可否においてすべての母子世帯に実施するとケースワーカーにも心理的負担が発生するという項目であり、「『ねばならない』ものとされると精神的負担が大きい」との記述が含まれる。

4 考察

結果で構造化したケースワーカーのツール使用後の意識を、再度図7を参考に図式化を行ったものが図9である。ワーカー・クライアント領域と機関・制度施策領域1に分け、効果と考えられる項目を二重線、課題・問題点を一重線の中にまとめた。この二つの領域における交互作用は独自に存在しているものではなく、それぞれの交互作用が影響を及ぼしあいながら複合的に存在している。また図9では省略をしたが、この二つの領域は上位領域である機関・制度施策領域2、社会・文化的領域の影響を受けていると考えられる。

図9 「ケースワーカーの意識」概念図



この図9をもとに、ツール使用における「利用者主体」「専門性」「パートナーシップ」の効果について検証する。この3つの概念はそれぞれが独立して存在しているのではなく、複合的に関係を持っていると考えられるが、便宜上それぞれの項目ごとに検証を行う。

1) 利用者主体

ワーカー・クライアント領域、機関・制度施策領域1それぞれに「利用者主体」に対して効果があったと考えられる直接的な表現をした項目は抽出されなかった。しかし「利用者主体」における重要な概念である「エンパワーメント」概念が「援助者は、常にクライアントのいる場から出発し、対等な関係の中で、利用者とともに連続体を自律の段階へと移行させていかなければならない」²¹⁾とされることを踏まえると、ワー

カー・クライアント領域での「関係性の変化」の項目は注目に値すると考えられる。つまりこれまで権力構造に陥りがちであったケースワーカーと母子世帯との関係性が変化しており、「プロセスを経て、人はパワーを回復する」²²⁾ というように、それを継続することで母子世帯のエンパワーメントがはかられ、母子世帯の利用者主体に近づけていくことは可能であり、現時点で「関係性の変化」という項目が抽出されたことには大きな意味がある。

一方でワーカー・クライアント領域での「導入の方法の困難さ」「継続的作成の困難さ」については、機関・制度施策領域1で抽出された「ケース選定の問題」とともに、「利用者主体」におけるツールの課題になってくると考えられる。現在八千代市ではケースワーカー主導ですべての母子世帯に対してツールの導入をしているが、「利用者主体」が「ワーカーは側面的支援者として専門的知識を活用したり、社会資源の動員などをはかり、それを活用できるよう支援はするが、その活用を決定するのは利用者本人である。」²³⁾ とされるように、ツールを使用するかを決定すべきは母子世帯であると機関として八千代市役所は考える必要があると言える。また前提として「利用者を契約主体として明確に位置づける技術、利用者の意図を確認する技術、契約内容を相手に理解できるように伝える技術、必要に応じて契約の見直しを行い再契約を結ぶ技術」²⁵⁾ が必要であり、母子世帯がツールの使用を自己決定できる環境を整えていくことが求められる。

2) 専門性

ワーカー・クライアント領域において、「母子世帯理解の促進」「視覚化の効果」「状況変化への理解促進」が抽出され、これは「調査で大事なことは、必要な情報を得ることである。そのためには、基本的に何が必要な情報で、付加的な情報は何か明らかにできるとよい。」²⁶⁾ とされるケースワーカーのアセスメント技術の専門性に対して、様式1～3がアセスメント

ツールとしての一定の効果があったと言える。

同様にワーカー・クライアント領域で「問いかけの容易化」という項目も抽出されており、「利用者の『人間：環境：時間：空間の交互作用』について理解を深め、利用者の関心毎に焦点を合わせた話題を見つけること」²⁷⁾ とされるケースワーカーの関係技術の専門性に対しても様式1～3が一定の効果があった。

これに対して、同じくワーカー・クライアント領域で抽出された「社会資源の活用及び支援的内容作成の困難さ」「他職種との連携の必要性」については、「解決すべき問題を特定化する技術、それに優先順位をつける技術、それらのそれぞれの長期計画を設定する技術、さらに具体化を図るための中期計画、短期計画を設定する技術、短期計画を行動次元に移す技術、支援計画を設定するのに有効な実践理論・実践モデル・実践アプローチを取り入れる技術」²⁸⁾ とされる計画立案技術、「人間支援の基本原則・原則をふまえて適切に『人間：環境：時間：空間』に介入する技術、介入するさいに用いる実践理論・実践モデル・実践アプローチを適切に用いる技術、同僚や関連専門職と協働する技術、意識的に利用者を参加させる技術、スーパービジョンやコンサルテーションを活用する技術」²⁹⁾ とされる介入技術については、様式4～6において効果が少なかったと考えられ、現在自由記述式になっている様式4～6の改善や、技術取得のためにケースワーカーに対する研修等を行っていく必要があると言える。

さらに機関・制度施策領域1において抽出された「所要時間の問題」「ケースワーカーの心理的負担」については、「法制度や財源、専門職員等の人材の数と求められる職務内容の専門力量に対応した待遇などが十全に行われて、はじめてサービスの質の向上が期待される。これらの基礎条件が整えられていないなかでのサービスの質の向上は、いたずらにワーカーに重責を課すことにもなりかねず、ワーカーの労働意欲を損なう恐れがある。」³⁰⁾ とされる「(機関での) サービスの質と効率性の向上」の課題であると言える。この課題については、ツール使用が専門性にどの程度効果が

あるのか明らかにする中で、市役所が機関としてケースワーカーの専門性を発揮させるためにどの程度まで環境を整えていけるかが重要である。

3) パートナーシップ

ワーカー・クライアント領域において「視覚化の効果」という項目が抽出され、「(パートナーシップにおいて) 具現化したエビデンスを記録に残し、ソーシャルワーク過程がチームスタッフおよびクライアントに可視化されることが必要となる。」³¹⁾とされる関係構築が、ツールを使用することで可能になりつつあると考えられる。

また同様にワーカー・クライアント領域で抽出された「目標設定の共有化」という項目についても、「ワーカーが提供できる支援サービス、到達すべき具体的目標や到達方法などについて利用者と話し合い、口頭もしくは文書で同意を得る」³²⁾という過程がツールを使用することで可能になっていると考えられ、これについても「パートナーシップ」に向けた効果が一定程度あるものと言える。

しかしワーカー・クライアント領域、機関・制度施策領域1それぞれに「パートナーシップ」に対して課題があったと考えられる直接的な表現をした項目は今回の調査では抽出されず、全体的に抽出された項目も最も少ない結果となった。これは「(パートナーシップは) 実践レベルにおいては、援助者と利用者との協働的關係を意味している。それが利用者主体の援助を方向付ける基盤となる。」³³⁾「援助者と利用者の協働的關係を創り出す過程で、利用者が主体的に自己の生活をコントロールできるように支援していくことが重要である。そこから専門性が生じるのである。」³⁴⁾とされるように、「パートナーシップ」は「利用者主体」「専門性」の基礎基盤となる概念であり、逆を言えば「利用者主体」「専門性」が十分に構築されて「パートナーシップ」が形成されることが要因と言える。そのため「利用者主体」「専門性」で取り上げた課題の多くは同

様に「パートナーシップ」に影響を与えているとともに、現時点では「パートナーシップ」の形成が不十分でありケースワーカーが言語化できなかったとも言え、今後「利用者主体」「専門性」の構築がなされる中で長期的に検証していく必要があると考えられる。

5 おわりに

本研究の結果として、母子生活保護世帯自立支援プログラム(ツール)が考察で述べたような一定程度の効果と現時点での課題が明らかになった。課題も多く抽出され解決に向けた検討が必要であるが、効果も抽出され母子生活保護世帯自立支援プログラム(ツール)が「利用者主体」「専門性」「パートナーシップ」に対して可能性について明らかにできたと考えられ、森田研究室の意図した結果が一定程度でたと言える。しかし一方で今回抽出された項目はワーカー・クライアント領域の項目が多く、機関・制度施策領域1については課題のみ、機関・制度施策領域2、社会・文化的領域については項目が抽出されない結果であった。これは使用して10ヶ月での調査であり、今回は一番ミクロなシステムで直接的なワーカー・クライアント領域での項目が多かったと考えられ、すべてのシステムがそれぞれに影響を及ぼしあいながら複合的に存在していることを踏まえると、今後長期的なツールの使用の中では機関・制度施策領域1、機関・制度施策領域2、社会・文化的領域においても多くの課題が出てくる可能性があるとともに、逆を言えばそこまでの効果・課題が出てこそ社会的構造の変容につながると考えられる。現時点での調査結果はあくまで初期段階での結果であると言え、今後も本研究の結果を現場のケースワーカーにフィードバックしさらなる共同研究を行いながら、母子生活保護世帯自立支援プログラム(ツール)の効果の検証・課題解決に向けた検討を行うことが必要である。

また今回の研究はケースワーカーに焦点をあてた

が、ソーシャルワークを構築するもう一方の主体者であるクライアント、本研究では母子世帯、の母子生活保護世帯自立支援プログラム（ツール）を使用している意識も当然のことながら重要であり、今後母子世帯を取り巻く社会的構造を踏まえての母子世帯の意識分析も試み、ケースワーカーの意識との比較を行いながら母子世帯からみた効果・課題の検証を行う必要がある。

最後にケースワーカー・母子世帯それぞれの意識だけではなく、ケースワーカー・母子世帯により構築されたソーシャルワーク自体の検証も必要であり、これについては母子生活保護世帯自立支援プログラム（ツール）を使用した事例を個々に詳細な事例研究を行いながら、ソーシャルワークに対する「利用者主体」「専門性」「パートナーシップ」からの影響を「人間：環境：時間：空間の交互作用」を基軸に検証を行い、その個々の事例研究を積み重ねていくことで一般化をしていく必要があると考える。

【引用注】

- 1) 佐藤豊道 (2009) 「人間：環境：時間：空間の交互作用[1]」 『ソーシャルワーク研究』 35-1 相川書房 pp.45-50
- 2) Payne, M. (2005) *Modern Social Work Theory* 3rd ed. Palgrave Macmillan. P.22
- 3) 佐藤豊道 (2001) 『ジェネラリスト・ソーシャルワーク研究』 川島書店 p.251
- 4) 前掲3) p.218
- 5) 前掲3) p.256
- 6) 狭間香代子 (2001) 『社会福祉の援助観 ストレngths視点・社会構成主義・エンパワメント』 筒井書房 p.19
- 7) 小山進次郎 (1950) 『生活保護法の解釈と運用』 全国社会福祉協議会 p.84
- 8) 中野冬美 (2006) 「危機的な母子家庭の生活状況と就労支援施策の貧困－児童扶養手当の削減と生活保護の母子加算引き下げがもたらすもの」 『賃金と社会保障』 1412 pp. 26-32や、氏久廣 (2006) 「母子家庭の貧困と生活保護－児童相談所からみた母子家庭の生活と苦悩」 『賃金と社会保障』 1409 (10) pp. 39-48などを参照
- 9) 生活保護制度の在り方に関する専門委員会 (2004) 「生活保護制度の在り方に関する専門委員会 報告書」 (<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/12/s1215-8a.html>, 2010.1.19)
- 10) 森田明美・清水冬樹 (2009) 「低所得母子世帯の生活実態から見る社会福祉課題の検討－千葉県八千代市生活保護受給母子世帯への調査から－」 『福祉社会開発研究』 第2号 pp.93-104
- 11) 詳しいプログラムの策定における経過と視座については、小林恵一 (2009) 「ソーシャルワークにおける利用者参加の可能性について－八千代市母子生活保護世帯自立支援プログラムにおけるツール開発を通じて－」 『福祉社会開発研究』 第2号 pp.105-112を参照
- 12) 長友祐三 (2004) 「ソーシャルワーク実践における援助関係をめぐって－公的扶助ケースワーカーの意識と

- 行動の調査を通しての一考察」『社会論集（関東学院大学）』10 pp. 91-105
- 1 3) 岡部卓（1991）「公的扶助における援助者側の意識：母子世帯の援助をめぐる」『日本社会事業大学社会事業研究所年報』27 pp. 217-244
- 1 4) 杉村宏（2003）「生活保護受給母子世帯の自立支援課題－生活保護ケースワーカーの役割－」『教育福祉研究』9 pp. 71-92
- 1 5) 前掲2) p.17
- 1 6) 前掲1) p.67
- 1 7) Miller, J. G. (1980) *General Living Systems Theory*. Kaplan, H. L. et al. eds. *Comprehensive Textbook of Psychiatry III*. Williams & Wilkins. p. 98 (=1992, 太田義弘『ソーシャルワーク実践とエコシステム』誠信書房 p. 76)
- 1 8) 前掲2) p.17
- 1 9) 川喜多二郎（1967）『発想法－創造性開発のために』中公新書
- 2 0) 川喜多二郎（1970）『続・発想法－KJ法の展開と応用』中公新書
- 2 1) 前掲6) p.21
- 2 2) 前掲6) p.143
- 2 3) 前掲6) p.161
- 2 4) 前掲3) p.252
- 2 5) 前掲3) p.297
- 2 6) 前掲3) p.277
- 2 7) 前掲3) p.279
- 2 8) 前掲3) p.297
- 2 9) 前掲3) p.299
- 3 0) 前掲3) p.379
- 3 1) 佐藤豊道ほか（2009）「ソーシャルワーク実践における記録の意義の再発見－小児がんの再発例の患児家族とのかかわりを通して－」『ソーシャルワーク研究』35-2 相川書房 p.69
- 3 2) 前掲3) p.256
- 3 3) 前掲6) p.19
- 3 4) 前掲6) p.19